

## 第892回教育委員会臨時会会議録

1 招集日時 平成29年3月22日（水）午後3時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長，伊藤委員，佐竹委員，奈須野委員，齋藤委員，千木良委員

### 4 説明のため出席した者

西村教育次長，鈴木教育監兼教育次長，志子田参事兼総務課長，伊藤教育企画室長，  
菊田参事兼福利課長，山本教職員課長，清元参事兼義務教育課長，門脇特別支援教育室長，  
岡高校教育課長，横山参事兼施設整備課長，松本スポーツ健康課長，鎌田全国高校総体推進室長，  
新妻生涯学習課長，菊地全国高校総合文化祭推進室班長，山田技術参事兼文化財保護課長 外

5 開 会 午後3時30分

### 6 第892回宮城県教育委員会臨時会会議録署名委員の指名，議事日程について

高橋教育長 伊藤委員及び齋藤委員を指名する。  
本日の議事日程は，配付資料のとおり。

### 7 秘密会の決定

#### 4 議事

第2号議案 職員の人事について

高橋教育長 4 議事の第2号議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員に諮って) 第2号議案の審議については，秘密会とする。  
秘密会とする第2号議案については，本日速やかに処理する必要があるので，先に審議することとしてよろしいか。  
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

### 8 議事

#### 第1号議案 宮城県教育基本方針の廃止について

(説明者：西村教育次長)

第1号議案について，御説明申し上げます。

資料は，1ページから5ページである。

資料1ページを御覧願いたい。

はじめに，「1 概要」であるが，「宮城県教育基本方針」は，本県教育行政の基本目標及び基本理念であり，昭和23年11月に県教育委員会が発足してから「教育重点施策」として毎年度示していたものを，昭和41年度から「宮城県教育基本方針」と名称を変え，時代の変遷に合わせて，県教育委員会において内容の追加・修正等を行ってきたものである。

なお，現行の基本方針については，平成22年3月に宮城県教育振興基本計画を策定したことに伴い，その内容を反映し，平成22年4月1日に施行したものであり，資料に記載のとおりである。

次に，「2 基本方針の変遷・経緯」であるが，主な変更内容を資料に記載しているが，見直しが必要な都度，教育委員会に諮った上で，加筆・修正を行っているものである。

なお，昭和47年度から現在までの基本方針をまとめた資料が，4ページの「宮城県教育基本方針の変遷」である。

次に、3ページを御覧願いたい。

「3 基本方針の今後の取扱いについて」であるが、「第2期宮城県教育振興基本計画」の策定に伴い、第2期計画の「目指す姿」や「計画の目標」の部分が基本方針を包含するものと位置付け、現行の基本方針を廃止するものである。

その理由であるが、現行の基本方針は、宮城県教育振興基本計画に掲げる「本県教育の目指す姿」を反映した内容となっており、第2期計画においても、その内容を踏まえた形で「目指す姿」及び「計画の目標」を定めており、ほぼ同じ趣旨の内容となっている。

併せて、知事が策定する「教育等の振興に関する施策の大綱」についても、第2期計画の目標や方針の部分を大綱に位置付け、第2期計画をもって大綱に代える予定である。

以上のことから、第2期計画の策定を契機として「宮城県教育基本方針」を廃止するとともに、本県教育行政の基本目標及び基本理念を第2期計画に一本化しようとするものであり、このことにより、基本目標及び基本理念をより分かりやすく明確にしようとするものである。

なお、第2期計画については、3月16日に閉会した2月定例県議会に提案し、議会の議決を得ている。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

高 橋 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第3号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

(説明者：鈴木教育監)

第3号議案について、御説明申し上げます。

資料は、11ページから26ページである。

資料20ページの新旧対照表を御覧願いたい。

はじめに、第2条の2については、平成29年4月1日から公立大学法人が附属学校を設置することができるようになることに伴い、本規則における「公立学校を設置する者」に「公立大学法人」を加えるものである。

次に、第8条及び第14条の3については、免許法施行規則の一部が改正され、免許法別表第8による隣接校種の免許状の取得方法に、新たな要件が加えられたことに伴う改正である。

この隣接校種の免許状の取得方法とは、例えば、中学校の免許状を有する者が小学校の免許状を取得しようとする場合に、「中学校での教職経験が3年以上」あれば、小学校の免許状の取得に必要な単位数を軽減するという制度である。

今回加えられた新たな要件とは、先ほどの例では、取得しようとする「小学校での教職経験」があれば、必要な単位数の半数を限度として「小学校での教職経験1年につき3単位ずつ」をさらに軽減するとされたものである。

この必要な単位数の半数に至るまでの「教職経験に応じた単位通減の基準」については、各都道府県の教育委員会規則で定めるとされており、新たに免許状の種類ごとに「単位通減の基準」を加えるものである。

次に、資料24ページを御覧願いたい。

第32条については、手数料条例の一部改正により、免許状を有していることを証明する証明書の交付手数料が新設されたことに伴い、願書に収入証紙を貼付させるものに「授与についての証明書の交付を請求する者」を加え、併せて資料25ページのとおり様式も改正するものである。

なお、改正規則は、平成29年4月1日に施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

高 橋 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第4号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について

(説明者：西村教育次長)

第4号議案について、御説明申し上げます。

資料は、27ページから39ページである。

資料39ページの改正の概要で御説明するが、30ページから38ページの新旧対照表も併せて御覧願いたい。

「1 改正理由」であるが、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び本県の「職員の育児休業等に関する条例」が改正され、育児休暇の対象となる子の範囲が拡大されたことを受けて、「2 改正内容」に記載のとおり、届け出事由の追加等、所要の改正を行うものである。

併せて、平成26年5月に可決された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）」のうち、「市町村立学校職員給与負担法」に係る部分が平成29年4月1日から施行され、仙台市教育委員会に属する県費負担教職員の給与負担が仙台市に移譲されることとなり、指定都市の県費負担教職員に対する県教育委員会の関与が制度上無くなることから、現行規則で仙台市立学校に勤務する県費負担教職員を除外していた規定について、「2 改正内容」に記載のとおり、所要の改正を行うものである。

なお、改正規則は、法律及び条例の施行と同様、平成29年4月1日から施行するものである。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

高 橋 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第5号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則の一部改正について

(説明者：西村教育次長)

第5号議案について、御説明申し上げます。

資料は、40ページから46ページである。

資料46ページの改正の概要で御説明するが、44ページから45ページの新旧対照表も併せて御覧願いたい。

「1 改正理由」であるが、宮城県の「職員の配偶者同行休業に関する条例」が改正され、休業期間の再度の延長が可能となることから、休業の申請時に提出する配偶者同行休業承認申請書（様式第1号）について、所要の改正を行うものである。

併せて、平成26年5月に可決された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）」のうち、「市町村立学校職員給与負担法」に係る部分が平成29年4月1日から施行され、仙台市教育委員会に属する県費負担教職員の給与負担が仙台市に移譲されることとなり、指定都市の県費負担教職員に対する県教育委員会の関与が制度上無くなることから、現行規則で仙台市立学校に勤務する県費負担教職員を除外していた規定について、「2 改正内容」に記載のとおり、所要の改正を行うものである。

なお、改正規則は法律及び条例の施行と同様に、平成29年4月1日から施行するものである。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

高 橋 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第6号議案 自然の家管理規則の一部改正について

(説明者：西村教育次長)

第6号議案について、御説明申し上げます。

資料は、47ページから54ページである。

資料53ページの改正の概要で御説明するが、52ページの新旧対照表も併せて御覧願いたい。

3月16日に閉会した2月定例県議会において、「各種使用料及び手数料の改定に関する条例」による「自

然の家条例の一部改正」が可決され、自然の家の研修室及び体育館の使用料を改定するとともに、宿泊室、テント又は山小屋と併せて使用する場合にも、使用料を徴収することとした。そのため、自然の家使用許可申請書及び使用許可書の様式から「宿泊」及び「日帰り」の区分を削るものである。

なお、施行期日については、条例の施行期日と同日である4月1日と定めるものである。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

高 橋 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 9 資料(配付のみ)

### (1) 宮城県防災キャンプ推進事業リーフレット等

#### 10 その他

高 橋 教 育 長 本日で今年度の教育委員会は最後となるが、今年度で鈴木教育監が御勇退となるので、最後に御挨拶をお願いする。

鈴 木 教 育 監 貴重な時間をいただき御挨拶の時間をいただくことに大変恐縮している。

宮城県の教職員として38年間仕事をさせていただき、そのうちの約3分の2は小学校の学校現場で、約3分の1は教育行政機関で仕事をさせていただいた。これまで38年間勤め上げることができたのは、同僚や上司、もちろん子どもたち、保護者や地域の方々の支えがあったからと感じている。

4月からは外から教育委員会、学校を応援してまいりたいと考えている。教育委員の皆様には、定例の教育委員会で貴重な御意見をたくさんいただき、その度に教育についての考え方をしっかりと整理できたと考えており、教育の質的な充実にも繋がっていったのではないかと考えている。

この場をお借りして改めて感謝を申し上げ、簡単ではあるが御挨拶に代えさせていただく。本当にありがとうございました。

11 閉 会 午後4時10分

平成29年4月18日

署名委員

署名委員